

# 平成21年度事業報告

## I はじめに

平成21年度は、司法書士界に大きな変化をもたらした司法制度改革が、裁判員裁判の実施を以って一応の完了をみた。司法書士は、平成14年の法改正により利用しやすい司法制度を実施する観点から、所定の研修を受け、法務大臣の認定を受けた者は、簡易裁判所における訴訟及び簡易裁判所の事物管轄を基準とする調停、即決和解事件の代理をすることができることとされ、更に平成17年の法改正では、司法書士が自ら代理人として関与した事件についての上訴の提起の代理ができることとなった。司法書士の職域が広がり、身近な法律家を自負する司法書士の活躍の場が拡大したが、国民が求める有用な法律家として認知され、かつ利用されて始めて我々の思いと一致することとなる。

社会的には、一昨年のリーマンショックによる景気後退の最中、国民に期待されて自由民主党から民主党への政権交代が起こったが、庶民の暮らしの点から見ても、経済政策、雇用政策等で改善の兆しを感じられず様々な問題を抱えた人が大勢いる。より多くの司法書士が、これらの人達の抱える問題に対して、積極的に取り組めるよう、内部的には相談能力の向上のための研修と実践を、外部的には相談窓口の拡充と司法書士法のさらなる改正に向けて活動していかなければならないと考える。

一方、司法書士の事件報道に象徴されるように綱紀案件の多発が問題になる中、平成22年2月に報道された富山県会会員の不祥事をきっかけに3月1日臨時会長会が開催された。マスコミによって報道される事件、不祥事により司法書士制度の信頼が問われる事態に加え、不祥事の原因ともいえる債務整理にかかわる高額報酬やモラルの欠如が社会から問題視され、連合会として対外的及び対内的な対応方針を打ち出す必要があったからである。そこで連合会から提案された債務整理の業務に関する「市民さぼーと電話相談」を当会でも3月27日、28日の2日間行った。この電話相談では苦情に関する相談は無かったが、今後、苦情への対応、債務整理についての報酬および広告の基準など、司法書士制度の信頼回復のため、日司連と連携して適正化に努めなければならない。

## II 平成21年度の事業執行状況

平成21年度は次の3つの推進目標とこれに基づいた13の重点事業に取り組んだ。

### 推進目標1 司法書士制度活用確保のための基盤整備

(1) 支部再編成を見据えた体制作り

- ・今年度、支部再編成準備委員会を設置して平成23年度実施に向けた活動を行い、一定の成果を挙げるも、具体的な推進策、合意形成、新支部役員人事を念頭に入れ

た人選等十分な対応ができなかった問題があり、実施時期を含めた根本的な見直しが必要なため、平成23年4月1日実施に向けた活動を中断する決定をした。

(2) 執務規範・司法書士倫理の啓蒙

- ・中部ブロック総務担当者会議を岐阜で開催し、報酬・広告等の問題について協議した。
- ・日司連が開催した全国綱紀委員長会議に参加するとともに、日司連理事会決定の「債務整理事件の処理に関する指針」等の情報提供を行った。

(3) 司法書士過疎対策の検討

- ・本県飛騨市において日司連担当者2名、本会役員、高山支部長、高山支部会員と意見交換を行うとともに、同市の司法アクセスについて調査を行った。
- ・全国司法過疎対策担当者会議に出席した。
- ・司法過疎、司法書士過疎解消対策としての相談会のあり方を検討した。

(4) 対内広報システム（会発信情報）の確立

- ・会員向け情報提供基準に従い、会員宛メール発信文書名一覧表の発送を開始した。
- ・対内広報システムの確立にむけた検討を継続した。

**推進目標2 司法書士会員資質向上のための支援事業展開**

(1) 研修事業の充実

- ・商業登記、不動産登記、裁判事務のそれぞれをテーマにして、3回の会員研修及び通信研修を行った。
- ・日司連及び中部ブロック主催の研修会の案内をし、参加を呼びかけた。

[担当部意見]

各支部、リーガルサポート、青年会との連携については、日程、テーマ等について調整ができたとは言い難く改善していきたいと思う。本会研修の開催場所、方法、開催後の情報提供について、次年度以降の検討課題としたい。

(2) オンライン申請活用策の実施

- ・「オンラインにより登記事項証明書等の請求をする場合の私書箱の利用について」をファックス及び文書で発送した。
- ・「登記オンライン申請システム」の情報を収集し、会員に提供した。
- ・「租税特別措置法第84条の5の施行に伴う登記の取扱いについて」を会員に情報提供した。

(3) 相続・遺言事件、後見業務、財産管理業務等の専門性向上

- ・相談会への参加、裁判所からの相続財産管理人・不在者財産管理人の候補者推薦依頼等の情報提供や実務を通じての事業を推進した。

(4) 本人訴訟支援技術の向上

- ・当会の富樫孝次郎会員を講師として「本人訴訟支援業務」をテーマにした研修を行った。

(5) 消費者問題関連訴訟のスキルアップ

- ・日司連開催のセミナー、シンポジウム等への参加を通じて、情報提供を行った。

[担当部意見]

消費者庁の創設に伴い国・地方公共団体において消費者問題の重要性が認識されるようになり、司法書士としても行政との連携関係をどのように築いていくのか検討を要する課題であると考えます。

(6) 事業承継業務の習熟

- ・日司連が行う研修情報の提供を行った。

**推進目標3 司法書士制度の存在意義に立脚した法的サービス事業の実施**

(1) 相談活動事業の活性化

- ・本会独自、関連団体との共催、行政主催の各相談会への相談員派遣等、積極的に推進した。

(2) 調停実施者確保のための諸施策実施

- ・講師として神奈川県稲村厚会員を招き、司法書士会調停センター手続実施者養成講座を開催した。
- ・日司連「司法書士会調停センター手続実施者上級者コース研修会」に参加した。
- ・中部ブロック「ADR担当者会議」に参加し、富山県会の認証状況等の意見交換を行った。

[担当部意見]

新しい事業を立ち上げるのは大変な労力を伴う。運営には手続実施者だけでなく、申込者と調停に至るまでの相談を行う事務担当者も必要である。十分な準備と必要な人材の確保を強く感じる。

(3) パブリシティ広報の活用

- ・「全国一斉成年後見相談会」、「法の日無料法律相談会」、「全国一斉労働トラブル110番」、「相続登記はお済みですか月間」、「市民さぽーと電話相談」等の開催に際しマスコミ、行政に対し積極的に広報の依頼を行った。

[担当部意見]

パブリシティ広報については、広告に比べ費用がかからない反面、直接的にコミュニケーションをとる対象はマスコミであり、新聞に掲載するかしないかの決定権はマスコミにある。その手法はニュースリリース・記者発表・記者懇談会などが挙げられるが、現状ではニュースリリースを主としたパブリシティ広報が最もやり易いものとする。